様式第３（第４条関係）（平13経産令49・全改、平17経産令79・一部改正）

（表　　面）

中小企業診断士登録証

氏　名

年　　月　　日生

登　録　番　号

有　効　期　間　　裏面に記載

上記の者について、中小企業支援法第11条第１項の登録をしたことを証明します。

年　　月　　日

経済産業大臣　　印

（裏　　面）

（備考）

１　登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条）

２　氏若しくは名、住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。（同規則第13条第１項）

３　この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

４　有効期間の経過等により登録を消除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

初回登録日　　年　　月　　日

有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

備考　用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。